

## 登録免許税法別表第3の該当証明発行までの流れ

登録免許税法第四条第2項に基づき、同法別表第三の第一欄に掲げる者が市内において自己のために受けるそれぞれ同法の第三欄に掲げる登記等について、「登録免除税法別表第三に該当することの証明書」を添付して手続することにより、登録免許税が課されない場合があります。

ここでは、社会福祉事業であり、児童福祉に関する部分での証明について御案内します。

※登録免許税法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=342AC0000000035>

(交付までの所要目安：申請から14日以内)

### 1 事前相談

- (1) 土地の購入・寄贈や建物の増改築等が、「保育所等認可内容に関する手続となるか」について、こども青少年局こども施設整備課に御確認ください。
- (2) (1)の状況を確認後、こども青少年局監査課に御相談ください。  
※申請を代行で行う場合、事前に法人事務局からこども青少年局監査課に御連絡ください。



### 2 書類提出、審査及び手数料(300円)納付

- (1) 事前に申請書類(証明願及び添付書類)の写しをE-mailでお送りください。  
※社会福祉法人、学校法人、公益財団法人・公益社団法人などの別に様式が異なりますので御注意ください。
- (2) 担当者により必要に応じて補正の要・不要を連絡いたしますので、補正等をお願いします。
- (3) (2)の後、申請書類(証明願及び添付書類)を御郵送又は御持参ください。
- (4) 本市手数料条例に基づき、申請又は請求の際に手数料を納付いただきます。  
納付書を郵送します。本市収納代理金融機関にて300円を納付後、領収書を郵送又はE-mailで御返信ください。



### 3 証明書発行

- 【郵送希望の場合】 証明書を郵送します。  
【来庁の場合】 証明書の用意ができたなら連絡いたします。

### 連絡先

横浜市こども青少年局 監査課 045-671-4193 E-mail [kd-kodomokansa@city.yokohama.jp](mailto:kd-kodomokansa@city.yokohama.jp)  
同 こども施設整備課 045-671-4146